

総論に関する意見に対する計画素案への対応

箇所	意見等	意見・質問	対応区分	対応の趣旨
総論	意見	「1.総論」に項を起こし、次の内容を追記 <後期基本計画と財政運営> 後期基本計画に基づく事務事業の実施には、マンパワーとともに財源の裏付けが伴います。そのために必要な財政の見通しを、「見通し」から「計画」に改め、計画数値から離れてきた場合には、軌道修正が可能なものとし、毎年新しいデータ、内容にローリングしていくことを踏まえた、5カ年間の中期政計画（R8-R12）を新たに作成し、財政規律を堅持するとともに、後期基本計画の実効性を確保します。	項目の追加	後期基本計画の実効性を確保するうえでの財政状況に関する現状と課題について、1.総論に以下のとおり項目を追加します。 5. 後期基本計画と財政運営 後期基本計画に基づく施策の実施には、人的リソースと財源の確保が不可欠です。 しかしながら、本市の財政は、依存財源が約7割を占める構造にあって、厳しい運営が予想されます。 このため、施策の実行にあたっては、毎年度の予算編成において収支均衡を図るとともに、事業の優先順位を適宜見直すなど、限られた財源を効率的かつ重点的に活用することが重要です。 こうした柔軟な対応により、後期基本計画に掲げる施策の実効性を高めていきます。 また、人口減少に伴う市税収入の減少や物価高騰・人件費上昇など社会経済環境の変化に的確に対応するとともに、老朽化した公共施設の維持管理や更新など、将来世代に負担を先送りしないための施策も、限られた財源の中で優先的に対応していく必要があります。